

## 第二節 オンラインシステムを使用して行う手続

### 1. オンラインシステムを使用して行うことができる手続

オンラインシステムを使用して行うことができる手続（以下「特定手続」といいます。）の具体的な範囲については、「経済産業省令で定めるもの」としています（特例法3(1)、例施規10）。

なお、ここでいうオンラインシステムとは、特許庁の電子計算機と手続をする者又はその者の代理人が使用する電子計算機とを電気通信回線（インターネット回線）で接続したものをいいます。（特例法2(1)）。

※ 令和6年1月1日付けの法改正により、従来は書面でしか行えなかった手続についても、インターネット出願ソフトの電子特殊申請機能にて新たにオンライン手続ができるようになりました。この申請を「電子特殊申請」と呼び、従来の特定手続とは区別して経済産業省令（例施規10別表第1の2）に規定されました。

### 2. 特定手続の効力発生時期

オンラインシステムにより行われた特定手続は、特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に特許庁に到達したものとみなされます（特例法3(2)）。

### 3. 特定手続の法的位置付け

オンラインシステムにより行われた特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものと規定した特許法、実用新案法、意匠法、商標法、特例法及びこれらの法律に基づく命令（以下「特許等関係法令」という。）に規定する書面の提出により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用します（特例法3(3)）。

### 4. インターネット回線を利用したオンライン手続の方法

オンライン手続による特定手続は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を、当該特定手続を行う者の識別番号等の入力情報を電子計算機から入力し、それらの入力した事項に係る情報に特許庁長官に届け出た電子証明書を用いて、電子署名を行い、送信する方法により行います。

また、インターネット出願ソフトを使用してできる手続は、次のとおりです。

- ・電子証明書の届出（例施規15(1)）
- ・電子証明書の追加と中止（例施規15(2)）
- ・オンラインによる特定通知等を受ける旨の届出（例施規10(67)）
- ・オンラインによる特定通知等の受領（例施規23の5）
- ・オンラインによる閲覧（例施規34の4(2)）
- ・予納届（例施規10(59)）
- ・現金予納（例施規10(59の2)）
- ・氏名又は名称・住所又は居所の変更の届出（例施規4(1)）（例施規10(60)）

・その他「第二節の1. オンラインシステムを使用して行うことができる手続」と同じです。

電子出願のオンライン環境設定から、出願書類の作成・電子出願までの手順は概ね次のとおりです。

#### (1) 事前準備

(a) パソコン等の機器やインターネット環境を準備します。

インターネット出願ソフトに対応したOSのパソコン、インターネット回線を準備します。必要に応じて、ワープロソフト・スキャナ・作図ソフト・プリンタ等をご用意ください。

(b) 電子証明書の取得（例施規13(1)）

特許庁への電子出願に利用可能な電子証明書を特定の発行機関や認証局から取得します。電子証明書にはファイルタイプ、ICカードタイプがあり、個人・法人で利用するものが異なります。

インターネット出願では申請人を識別し、かつ提出書類が本人のものであることを検証するために「電子証明書」を利用します。

(c) インターネット出願ソフトの入手

「インターネット出願ソフト」を電子出願ソフトサポートサイトからダウンロードし、インストールします。

(d) 申請人利用登録

インターネット出願ソフトを起動し、特許庁へ識別番号と電子証明書の組み合わせを登録します。

#### (2) 申請書類の作成

ワープロソフト等を利用して申請書類を作成します。作成した書類は、インターネット出願ソフトで入力チェックを行い特許庁提出用の出願フォーマットに変換します。電子特殊申請においては、作成した書類をPDF変換し、特許庁提出用の出願フォーマットに添付します。各種申請書類のひな形は電子出願ソフトサポートサイトにて提供しております。

#### (3) 出願

出願フォーマットに変換、添付した出願等の申請書類をインターネット出願ソフトで特許庁に送信します。

書類作成から電子出願までの操作については、「電子出願ソフトサポートサイト」、「インターネット出願ソフト操作マニュアル」をご参照ください。
--

## 5. 手続の補足

#### (1) 手続の補足

オンライン手続により特定手続を行う場合には、特定手続に際して提出すべきものとされている代理権を証明する書面等の物件は、その特定手続の入力後、所定の期間内に特許庁に提出しなければなりません（例施規20）。

またオンライン手続（電子特殊申請を除く）による1の特定手続を行う者が2人以上あると

きは、入力実行者以外の者は、その特定手続の入力後所定の期間内に、当該特定手続を行った旨を特許庁に申し出なければなりません（例施規21）。

(2) 特定手続に際して提出すべきものとされている物件

特定手続に際して提出すべきものとされている物件は、次に掲げる物件です（例施規19(1)）。

- a 意匠のひな形又は見本（意6(2)）
- b 音商標を出願する際の商標法第5条第4項に規定する物件（商施規4の8(3)）
- c 商標法第7条第3項に規定する法人であることを証明する書面（商7(3)）
- d 商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類（商7の2(4)）
- e 出願審査の請求の手数料等の軽減の申請に添付して提出すべき書面（特施令11(1)(2)、特許法等関係手数料令1の3(1)(2)、特施規74）
- f 手数料の軽減の申請に添付して提出すべき書面（国際出願法施令4、特施規74）
- g 代理権を証明する書面（特施規4の3、実施規23(1)、意施規19(1)、商施規22(1)）
- h 特許・実用新案登録・意匠登録を受ける権利、又は商標登録出願により生じた権利の承継を証明する書面（特施規5(1)、実施規23(1)、意施規定19(1)、商施規22(1)）
- i 第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面（特施規6、実施規23(1)、意施規19(1)、商施規22(1)、国際出願法施規7）
- j 代表者であることを証明する書面（特施規8(1)、実施規23(1)、意施規19(1)、商施規22(1)）
- k 正当な理由があることを証明する書面（特施規25の7(7)、特施規25の4の2(5)、特施規31の2(6)、特施規38の2(4)、特施規38の6の2(5)、特施規38の14(4)、実施規23(2)(3)(4)(7)）
- l 持分の定めがあること、不分割（共有）の契約があることを証明する書面（特施規27(1)、特73(2)、実施規23(2)、実(26)、意施規19(3)、意(36)、商22(2)、商(35)、民法256(1)）
- m 特許出願人の権利についての持ち分の定めがあることを証明する書面（特施規27(3)、実施規23(2)、意施規19(3)、商22(2)、）
- n 微生物の寄託に関する受託証の写し又は微生物を寄託したことを証明する書面（特施規27の2(1)）
- o 塩基配列又はアミノ酸配列を記録した電磁的記録媒体（特施規27の5(2)(3)、実施規23(2)、国際出願法施規50の3(2)）
- p 優先審査に関する発明の実施状況等の根拠となる書面又は物件（特施規31の3(1)）
- q 意見書に添付して提出すべき証拠物件（特施規32(2)、意施規13(1)、商施規9の5(2)）
- r 審判の請求等で提出すべき証拠物件（特施規50(1)、意施規19(8)、商施規22(6)）
- s 指定商品の書換に関する使用権者等の承諾を証明する書面（商施規20(6)）
- t 特許権又は特許を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の持分の割合に乗じて得た額を納付（特許料又は手

数料（政令で定めるものに限る。））するための持分を証明する書面（特施規27(3)、69(3)、四法共通）

u 現金納付に係る「納付済証（特許庁提出用）」（現金手続令6(1)）

v 優先権を主張する旨を記載した書面（国際出願法施行規則21(4)）

w 先の調査の結果の写し等の送付を請求する旨を記載した書面（国際出願法施行規則21の2(4)）

x 回復理由があることを証明する書面（願書において優先権の回復をする場合に限る。）（国際出願法施行規則28の3(3)）

y 持分の定めがあることを証明する書面（国際出願法施行規則83(2)(3)(4)(5)）

※一部の手続きを除き、電子特殊申請による提出が可能です。詳細につきましては、特許庁ホームページ「申請手続のデジタル化について」

（[https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei\\_digitalize.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html)）をご確認ください。

### (3) 手続の補足のための期間

上記(2)に述べた物件は、aにあつてはオンライン手続した日、その他はオンライン手続をした日から3日以内にしなければなりません（例施規20）。

### (4) 手続の補足の方法

上記(1)に述べた手続は、「手続補足書」を提出することにより行います（例施規19(2)、例施規21(1)、様式27、32）。

a この場合において、オンライン手続による特定手続の入力実行者以外の者による当該特定手続を行った旨の申出は、オンラインにより手続を行うことができます（例施規21(2)）。

b オンライン手続による特定手続を行った旨の申出に係る手続補足書は、特例法施行規則様式第27により、代理権を証明する書面等の提出に係る手続補足書及び書面手続による特定手続を行った旨の申出に係る手続補足書は様式第32により作成します。

手続補足書の作成要領は、次のとおりです。

#### 例施規様式第27(第11条関係)

【書類名】	手続補足書
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【補足をする者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【補足対象書類名】	
【補足の内容】	
【提出物件の目録】	

[備考]

- 1 「【事件の表示】」の欄は次の要領で記録する。
  - イ 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように特許出願の番号を記録する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記録した整理番号を記録する。
  - ロ 書換登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし「書換〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように申請の番号を記録する。ただし、申請の番号が通知されていないときは、「【申請番号】」の欄を「【申請日】」とし「令和何年何月何日提出の書換登録申請」のように申請の年月日を記録し、「【申請日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該申請の申請書に記録した整理番号を記録する。
  - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「【出願番号】」（書換登録申請に対する拒絶査定不服審判に係属中のものについては、「【申請番号】」に申請の番号）に出願の番号を記録する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記録する。
  - ニ 商標権存続期間更新登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のように登録の番号を記録する。
- 2 「【補足対象書類名】」の欄には、「特許願」、「手続補正書」のように補足をする書類名を記録する。
- 3 「【補足の内容】」の欄には、電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨を記録する。
- 4 その他は、様式第7の備考5、様式第9の備考2、6、11及び26並びに様式第12の備考1及び4と同様とする。

例施規様式第32（第19条及び第21条関係）

【書類名】	手続補足書
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【補足をする者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	

【補足対象書類名】  
【補足の内容】  
【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 意匠法第6条第2項の規定によりひな形又は見本を提出するときは、「【書類名】」の「手続補足書」を「ひな形又は見本補足書」とする。
- 2 「【事件の表示】」の欄は次の要領で記載する。
  - イ 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
  - ロ 書換登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし「書換○○○○－○○○○○○」のように申請の番号を記載する。ただし、申請の番号が通知されていないときは「【申請番号】」の欄を「【申請日】」とし「令和何年何月何日提出の書換登録申請」のように申請の年月日を記載し、「【申請日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該申請の申請書に記載した整理番号を記載する。
  - ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服○○○○－○○○○○○」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」（書換登録申請に対する拒絶査定不服審判に係属中のものについては「【申請番号】」に申請の番号）に出願の番号を記載する。ただし、審判番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。
  - ニ 商標権存続期間更新登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第○○○○○○○○号」のように登録の番号を記載する。
- 3 第21条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出を行うときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 「【補足をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
  - 【補足をする者】
    - 【識別番号】
    - 【住所又は居所】
    - 【氏名又は名称】
  - 【補足をする者】
    - 【識別番号】
    - 【住所又は居所】
    - 【氏名又は名称】
- 5 「【補足対象書類名】」の欄には、「特許願」、「意匠登録願」、「手続補正書」のように

補足をする書類名を記載する。

- 6 特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第5項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、特定手続に係る手数料等を現金により納付した場合であつて、納付書によるときは事務規定別紙4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。
- 7 第19条第1項各号に掲げる物件を提出するときは、「【補足の内容】」の欄には、「代理権を証明する書面」、「代表者であることを証明する書面」のように物件名を記載する。
- 8 第21条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出をするときは、「【補足の内容】」の欄には、その旨を記載する。
- 9 その他は、様式第1の備考1、2、15及び16並びに様式第7の備考1、2、4から8まで及び11から15までと同様とする。

## 6. 同時にしなければならないとされている手続の入力等

- (1) 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時の補正等の法令上同時にしなければならないとされている二の手続について、オンラインにより手続するときは、その二の手続については、連続して入力しなければなりません（例施規14(1)）。
- (2) 上記(1)の二の手続のうち第一の手続をオンラインにより行い、第二の手続を書面の提出により行うときは、その第二の手続については、同日に行わなければなりません（例施規14(2)）。

## 7. 発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等

オンライン手続を行う場合にあっては、出願と同時に提出しなければならないこととされている発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面等（前記1.(6)から(10)参照）については、その提出に代えて願書に必要事項を記録します（例施規12）。